

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-01	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	生活保護事務費	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中	担当者名	三森
							2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-03-01	事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 40年度		根拠	生活保護法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	10 低所得者の自立支援					
目的	生活保護法に基づく事務の執行に要する経費を支出						
対象者等	生活福祉課職員及び被保護者等						
内容	<p>1 生活保護法に基づく事務の執行に要する経費          嘱託医の設置費（内科医2名（火、木曜各1名）・精神科医1名（月曜））          資産調査専門員配置（2名） 介護扶助適正化指導員（ケア・マネージャー）配置（1名）          面接・相談嘱託員配置（1名）          一般需用費（医療台帳、保護決定書、保護費支給袋等印刷代、保護手帳等生活保護関係図書購入費等）          旅費（資産調査専門員、介護扶助適正化指導員旅費）          役務費（被保護者通知、戸籍照会、金融機関等への調査郵送料等 現金書留払、督促状郵送料）          委託料（医療費支払事務、要介護認定調査、介護費支払事務、レセプト点検、施設委託事務費、生保システム関係経費、精神保健福祉業務、高齢者居宅介護支援事業業務）</p> <p>2 その他経費          使用料・賃借料（山谷地区越年対策用自動車借上げ） 報償費（越年対策事業）</p>						
経過	<p>平成12年度 生活保護システム更新4月稼動 介護扶助新設、医療券と診療報酬明細書が分離          平成13年度 レセプト点検委託          平成15年度 保護施設委託事務費新規予算措置（支援費制度導入により）          平成17年度 生活保護システム関係経費新規予算措置          平成18年度 資産調査専門員配置（平成23年度より増配置）          平成20年度 生活保護システム一部修正（中国残留邦人等支援給付制度導入）          平成21年度 精神保健福祉業務委託          平成22年度 介護扶助適正化指導員配置          平成24年度 越年対策事業経費移行 ケースワーカー業務（高齢者医療、介護支援事業）の一部委託          平成25年度 高齢者居宅介護支援事業業務委託</p>						
必要性	生活保護事業を実施するための必要経費						
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）          委託業務：医療、介護扶助費支払等事務・要介護認定調査（10割）・保護施設委託事務・家財整理・レセプト点検・生活保護システム運用・精神保健福祉業務・高齢者居宅介護支援事業</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額		102,131	51,556	62,192	100,294	104,824	111,796	140,743
①決算額（28年度は見込み）		72,078	48,149	58,370	97,782	97,063	103,912	140,743	
②人件費等		23,545	34,434	30,235	25,403	25,655	22,972		
③減価償却費		10,313	16,328	14,522	13,520	13,004	12,457		
【事務分担量】（%）		355	525	450	400	400	365		
合計（①+②+③）		105,936	98,911	103,127	136,705	135,722	139,341	140,743	
特定財源の推移	国	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	36,586	17,220	23,671	62,120	16,533	57,937	58,807
	都	緊急雇用創出事業臨時特例補助金等	151	141	149	4,207	50,582	0	0
	その他	雑入	54	0	1	1	1	1	1
	一般財源		69,145	81,550	79,306	70,377	68,606	81,403	81,935
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	介護扶助審査判定件数	138	143	140	144	157	121	157	
	レセプト点検総件数	140,475	150,758	154,813	159,373	158,630	161,927	167,145	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	資産調査員等・嘱託医報酬	15,179	報酬	資産調査員等・嘱託医報酬	15,179	報酬	資産調査員等・嘱託医報酬	15,247
共済費	資産調査員等	1,378	共済費	資産調査員等	1,245	共済費	資産調査員等	1,259
報償費	越年対策事務従事	133	報償費	越年対策事務従事	106	報償費	越年対策事務従事	265
旅費	資産調査員等	14	旅費	資産調査員等	13	旅費	資産調査員等	24
需用費	消耗品・印刷製本等	1,488	需用費	消耗品・印刷製本等	1,365	需用費	消耗品・印刷製本等	1,555
役務費	生活保護関係郵送料	12,122	役務費	生活保護関係郵送料	11,580	役務費	生活保護関係郵送料	12,332
委託料	システム保守、レプト点検等	66,749	委託料	システム保守、レプト点検等	74,424	委託料	システム保守、レプト点検等	110,061

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① レプト点検過誤返還金(千円)	50,108	52,141	63,658	71,296	71,296	レプト点検実施により過誤が判明し、医療機関に返還金を請求
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	被保護者数における高齢者の割合が増え、医療・介護扶助の増加が見込まれる中、ジェネリック医薬品の利用促進や難病医療費助成制度の拡充等、レセプトデータを活用した業務効率化の必要性が高まっている。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	電子レセプトデータの利用をさらに進め、ジェネリック医薬品の利用促進等に活用する。	電子レセプトデータを活用し、ジェネリック医薬品未使用者の把握と指導を行い、利用促進につなげた。	ジェネリック医薬品の差額通知発送等、電子レセプトデータのさらなる活用を行う。
②	各専門員及び業務委託の状況を精査し、より効率的で実情に沿った業務を推進する。	業務委託の実績や現状を関係部署との意見交換を行う等、多角的な評価を行うことで、現状にあった業務体制整備につなげた。	現在の委託業務の内容を精査するとともに、新たな委託も検討し、法改正等による業務拡大に対応する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	生活保護法に基づく事務執行経費であり、現状のまま継続する。

況 議 会 質 問 状 （ 要 旨 ）	平成24年度	一定	ケースワーカー業務の外部委託の導入について
	平成25年度	二定	福祉事務所現業職員の適正配置と養成の強化について
	平成27年度	九月	ジェネリック医薬品の利用促進について

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-02	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	被保護者就労支援事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中	担当者名	三森・荒木・本多
				内線	2621		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-03-03	被保護者就労支援事業					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 17年度		根拠	生活保護法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区非常勤職員設置要綱			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	10 低所得者の自立支援					
目的	就労意欲があり自立に向けて就業活動しているが、なかなか就業に結びつかない被保護者に対して、専門の相談員を設置することにより就業の実現に必要な支援を組織的、効果的に行い、被保護者の自立を助長し生活保護の適正実施に寄与することを目的とする。						
対象者等	被保護者のうち稼働年齢層で就労の阻害要因がなく、かつ、就労意欲があり支援することにより就労が見込まれる者。						
内容	就労支援専門員（ハローワークOB等）の設置 1 対象者の選定 ・ 就労意欲があり、かつ支援することにより就労が見込まれる者 2 就労支援検討会 ・ 対象者、ケースワーカーとの三者間にて支援方針及び支援内容等を決定 3 具体的支援 ・ ハローワーク足立、就労支援コーナーあらかわ、JOB町屋等への同行及び各所職業相談部門担当者との連携 ・ 職業訓練受講及び資格取得等の斡旋並びに指導 ・ 求人情報提供、面接指導、履歴書・職務経歴書作成指導ほか ・ ケースワーカーとの連携（環境整備等） ・ 就労先開拓及び紹介、打診、面接同行 4 就労支援結果の確認 ・ 就労状況確認 ・ 就労支援継続の要否の検討						
経過	平成17年4月 事業開始（就労支援専門員 1名配置） 平成23年4月 就労支援専門員 1名増員 2名体制 平成25年12月 就労支援コーナーあらかわ（ハローワーク常設窓口）設置 平成27年4月 生活保護法改正（被保護者就労支援事業の法内化）						
必要性	被保護者に対し、就労を支援することにより自立を促進し、生活保護の適正実施に寄与する。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） ・ 就労支援専門員との面接（ケース毎の就労支援指導） ・ ハローワーク足立等への同行 ・ 会社訪問同行、面接等援助 ・ 就業状況確認及び就職後のフォローアップ ・ 就労支援継続の要否の検討						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額		3,065	9,242	6,191	6,194	6,201	5,981	6,020
①決算額（28年度は見込み）		3,075	6,167	6,026	5,951	5,617	5,970	6,020
②人件費等		436	0	0	0	0		
③減価償却費		145	0	0	0	0		
【事務分担量】（%）		5	0	0	0	0		
合計（①+②+③）		3,656	6,167	6,026	5,951	5,617	5,970	6,020
特定財源	国	生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金	0	0	0	0	4,477	4,513
	都	緊急雇用創出事業臨時特例補助金	3,075	6,167	6,026	5,951	5,617	0
	その他							
	一般財源		581	0	0	0	0	1,493
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	就労支援対象者数	441	549	563	456	242	278	300

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	就労支援専門員報酬	5,112	報酬	就労支援専門員報酬	5,460	報酬	就労支援専門員報酬	5,494
共済費	社会保険料	492	共済費	社会保険料	497	共済費	社会保険料	502
旅費	ハローワーク等同行旅費	13	旅費	ハローワーク等同行旅費	13	旅費	ハローワーク等同行旅費	24

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	就労人員(人)	86	47	35	40	50	25年12月就労支援コーナーあらかわ開設
②	就労自立世帯数(世帯)	53	64	62	66	70	
③							

（問題点・課題 指標分析）	<p>就労支援コーナーあらかわの開設により、失業後間もない被保護者が迅速に就労先を探すことができるようになり、就労による自立廃止数の増加につながった。</p> <p>これに伴い、就労支援専門員は就労期間が長く続かない、求職活動が停滞しているといった被保護者や初めて就職活動を行う被保護者に重点を置き、よりきめ細かい就労支援を行う必要がある。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ハローワークに登録されている企業に対し、求人状況を就労支援員が直接確認し、より多くの求人先を開拓する。	就労支援専門員による企業アプローチにより、受入企業側の被保護者雇用への理解が広がり、求人先企業の拡大につながった	ハローワークとの連携を強化し、職業訓練等の多様な支援策を活用することで、被保護者の就職先の幅を広げる。
②	これまでの支援の充実を図るとともに、開拓した求人先と連携して対象者との伴走型支援を強化する。	就労が長く続かない等の被保護者が就職した際、就労先企業と連携しアフターフォローを行うことで、就労継続につながった。	就労支援による就職後離職した被保護者の再支援を求人先企業との関係強化とともに進め、就労自立につなげる。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	就労により被保護者の自立を助長するため、重点的に推進する必要がある。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-03	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	路上生活者等対策事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中	担当者名	関口
				内線	2635		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-03-03	自立支援事業					
	01-15-01	路上生活者対策事業分担金					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 13年度		根拠	路上生活者対策事業実施大綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	10 低所得者の自立支援					
目的	荒川区内の道路、公園、河川敷等で生活する路上生活者に対して、生活相談等を行うとともに、都区共同事業である「路上生活者対策事業」の利用窓口となり、路上生活者の早期社会復帰に向けた支援を行う。						
対象者等	荒川区内の道路、公園、河川敷等で生活する路上生活者						
内容	1 路上生活者の自立に向けた生活に関する相談等 2 都区共同事業である「路上生活者対策事業」に基づき、設置された自立支援センター等の利用承諾承認（平成22年10月から緊急一時保護センターと自立支援センターを一本化し、新型自立支援センターとして再構築）。設置期間は5年間 [自立支援センター事業] (1) 緊急一時保護 (2) 自立支援（就労支援） (3) 自立支援住宅（地域生活準備支援） [路上生活者対策施設の設置の考え方] (1) 新型自立支援センターは各ブロック1ヶ所設置、自立支援住宅は各ブロック50戸設置。 (2) 施設の建設は、基本的に東京都が行う。施設の管理運営は特別区が行うものとし、特人厚が共同処理する。 (3) 経費負担は都が2分の1、区は残りの2分の1の額の23分の1を負担する。						
経過	平成12年 7月 路上生活者自立支援事業に伴う都区協定締結、12月 自立支援事業開始 平成13年 4月 荒川区に路上生活者自立支援相談員を設置、7月 路上生活者対策事業実施大綱制定、特別区長と都知事による協定の締結、11月 緊急一時保護事業開始 平成15年 6月 路上生活者を対象とした民間の宿泊所の設置・運営について、近隣住民からの陳情を採択 7月 宿泊所の設置に関する荒川区指導要綱、運営指導指針を制定・施行 平成17年 2月 緊急一時保護センター荒川寮開設（平成22年2月閉鎖） 平成18年11月 全ブロックに緊急一時保護及び自立支援センター設置完了 平成20年 4月 路上生活者対策事業実施大綱改定（再構築）、10月 新型自立支援センターへ移行開始 平成25年 3月 全ブロックに新型自立支援センター設置完了（平成27年1月から設置二巡目） 平成27年 4月 生活困窮者自立支援法に基づき事業実施（従前はホームレス対策特別措置法）						
必要性	路上生活者の自立に向けた対策事業として実施する必要性は高い。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 利用承諾・処遇決定等は特別区、施設建設、住宅・職業相談体制等の確保調整は東京都が行う。 ※ 各施設の管理運営については、特人厚が社会福祉法人等に委託						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
		予算額	13,332	4,413	4,717	9,626	9,009	8,514	8,669
①決算額（28年度は見込み）		9,742	3,530	3,507	7,822	7,745	4,594	8,669	
②人件費等		0	0	0	832	773	770		
③減価償却費		0	0	0	338	325	341		
【事務分担量】（%）		0	0	0	10	10	10		
合計（①+②+③）		9,742	3,530	3,507	8,992	8,843	5,705	8,669	
特定財源	国	生活困窮者就労準備支援事業等補助金	3,042	2,993	3,085	0	0	0	0
	都	緊急雇用創出事業臨時特例補助金				2,950	2,788	0	0
	その他								
	一般財源		6,700	537	422	6,042	6,055	5,705	8,669
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	緊急一時保護在籍者数	0	2	0	0	5	0	2	
	自立支援在籍者数	2	7	12	2	4	6	6	
	自立支援住宅在籍者数	2	5	3	0	0	1	2	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	自立支援相談員報酬	2,446	報酬	自立支援相談員報酬	2,529	報酬	自立支援相談員報酬	2,627
共済費	社会保険料	330	共済費	社会保険料	332	共済費	社会保険料	391
旅費	緊急一時保護センター同行旅費	13	旅費	緊急一時保護センター同行旅費	10	旅費	緊急一時保護センター同行旅費	54
役務費	緊急一時保護センター移送費	5	役務費	緊急一時保護センター移送費	7	役務費	緊急一時保護センター移送費	7
負担金補助等	自立支援システム分担金	4,951	負担金補助等	自立支援システム分担金	1,716	負担金補助等	自立支援システム分担金	5,590

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 自立者数(人)	15	8	7	10	-	路上生活から自立した生活に移行した者
	② 相談延件数(人)	58	72	47	59	-	
	③ 自立支援センター入所者数(人)	23	38	23	28	-	

問題点・課題 (指標分析)	事業利用者に路上生活期間の短期化・若年化の傾向が見られる。自立支援センターの施設運営事業者との連携を密にし、地域の実情に配慮した適正な施設運営及び巡回相談の実施が必要である。						
	他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)					

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	生活困窮者自立支援法対象事業として、これまでと変わることなく円滑な事業実施に努める。	事業の円滑な実施のため、相談段階から、自立相談支援機関との連携を図った。	引き続き本人意向を踏まえ、相談段階から自立相談支援機関と連携し、対応していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	路上生活者を対象にした都区共同事業であり、現状のまま継続する。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-04	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	山谷地域医療協力謝礼金	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中	担当者名	石塚
				内線	2621		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-04-01	山谷地区援護費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	48年度	根拠	東京都福祉局長・台東区長・荒川区長連名協定書			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	低所得者の自立支援				
目的	山谷地域の簡易宿所等に居住する者に対する医療機会の確保、医療業務の円滑な実施を図るため。						
対象者等	公益財団法人城北労働・福祉センター、荒川区福祉事務所、台東区福祉事務所が依頼した医療機関のうち、山谷地域の簡易宿所等に居住する者に対して医療業務を行った民間医療機関。						
内容	新規入院・外来の件数に比例した格付け（A～Rランク）の協力を民間医療機関に支給 (1) 支払回数 年2回 1期（3月から8月） 2期（9月から2月） (2) 支給基準額（単位：千円、新規入院7点、新規外来3点による累計点で格付けし支給額を決定） (3) 用途の限定 入院患者の日用品の立替、医療機関の備付器具・寝具等の修理、医療ケースワーカーの手当等に限定						
経過	昭和47年度 東京都が「山谷地域救急医療協力金支払事務実施要綱」を制定し事業開始 昭和50年度 協定を締結 平成4年度 格付けの上限、下限の規定を変更 平成5年度 単価改訂、格付け単価を一律5,000円増額 平成11年度 国庫補助金の対象事業となる 平成21年度 国庫補助金の対象外となる						
必要性	山谷地域の簡易宿所等に居住する者に対する医療業務の円滑な実施を図るため必要性は高い。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 協力金の金額査定：東京都保護課、台東区福祉事務所、荒川区福祉事務所、公益財団法人城北労働・福祉センターで構成する査定委員会が各実施機関の実績に基づき査定・決定する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		1,850	1,905	2,325	1,715	1,704	1,511
①決算額（28年度は見込み）		1,850	1,620	1,360	1,310	1,265	990	1,392
②人件費等		872	776	826	832	773	770	
③減価償却費		291	311	323	338	325	341	
【事務分担当量】（%）		10	10	10	10	10	10	
合計（①+②+③）		3,013	2,707	2,509	2,480	2,363	2,101	1,392
特定財源	国							
	都							
一般財源	その他							
		3,013	2,707	2,509	2,480	2,363	2,101	1,392
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	入院（件数）	195	206	142	129	128	109	110
	外来（件数）	359	210	230	213	195	124	130

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	山谷地区医療協力金	1,265	報償費	山谷地区医療協力金	990	報償費	山谷地区医療協力金	1,392

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 医療機関(件)	23	25	22	20	20	
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	東京都・台東区・荒川区により協定が結ばれているが、協力金の支払については各区が全額支出しており、負担となっている。今後、協力金の見直し等が必要である。
	（実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区） 実施：台東区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	協力金の支払についての妥当性を検討する。	山谷地域医療協力査定委員会で、今後の在り方について検討された。	引続き、協力金の支払い等について検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	山谷地域の簡易宿所等に居住する者に対して医療業務を行った医療機関への報償費であり、現状のまま継続する。

況 (要旨) 議 会 質 問 状	
------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-05	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	生活扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中	担当者名	山本 内線 2167
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-01	生活扶助					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 25年度		根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	10 低所得者の自立支援					
目的	憲法25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。[基本原理]①国家責任による健康で文化的な最低生活保障②保護申請の無差別平等③保護の補足性・日常生活に必要なものを扶助する。④保護の補足性の原理・被保護者の日常生活の需用を満たすために必要なものを扶助する。						
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できない者で、以下の要件を満たすとともに、現在の収入等が、厚生労働省の定める保護基準を下回る者。①自己が利用しうる資産、能力等あらゆるものの活用 ②民法で定める扶養義務者の扶養 ③他法、他施策による扶助の優先活用						
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助と併給して、下記により生活扶助を行う。 [生活扶助の範囲] ①衣食、光熱水費その他の日常生活の需要を満たすために必要なもの ②移送費 [生活扶助の実施原則] ①居宅保護を原則。ただし、居宅できないとき、保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、保護施設又は適当な施設に収容して行う。 ②金銭給付を原則。ただし、金銭給付できないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 ③保護金品は1ヶ月分以内を限度に支給する。ただし、これによりがたいときは1ヶ月分を超えて前渡しできる。 ④居宅の場合の扶助費は、世帯単位で計算し、世帯主又はこれに準ずる者に交付し、これによりがたいときは、被保護者個人に交付している。 [生活扶助の基準額]（28年度4月）70歳以上単身世帯 74,630円 60歳以上69歳以下単身世帯 79,790円						
経過	昭和21年 9月 旧生活保護法制定（国家責任による無差別平等の保護を初めて明らかにする） 昭和25年 5月 現生活保護法制定（憲法25条に基づくものとして全面改正、旧法は素行不良者を排除） 昭和29年 5月 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の措置について（厚生省社会局長通知） 昭和59年度 基準額の算出に水準均衡方式採用（一般世帯消費支出の約68%相当）現在に至る 平成元年度 補助金等臨時特例等法により国庫負担金補助率を 7/10 → 3/4 に改正 平成12年度 介護扶助創設 介護保険料分を生活扶助に加算 平成18年 4月 老齢加算廃止 平成21年12月 母子加算（H21.4廃止）復活 平成25年 8月 生活扶助基準額改定（3カ年による段階的減額） 平成26年 4月 消費税増税に伴う生活扶助基準額改定（3カ年による段階的減額後、2.9%増） 平成27年 4月 生活扶助基準額改定（3カ年による段階的減額）						
必要性	生活保護法に基づく事務事業						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ①面接相談、申請受理 ②申請に対して資産、稼働能力、扶養義務、病状調査、14日以内に決定、通知 ③施設への収容、保護費の支給 ④自立助長のための生活指導・相談、病状把握等						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）								
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額		4,159,590	4,794,643	4,627,719	4,676,145	4,726,287	4,301,065	4,375,392	
①決算額（28年度は見込み）		4,054,782	4,304,819	4,446,201	4,404,752	4,404,724	4,288,228	4,375,392	
②人件費等		72,459	70,439	79,774	78,889	72,818	73,307		
③減価償却費		25,767	30,665	32,464	33,361	32,250	34,574		
【事務分担当量】（%）		887	986	1,006	987	992	1,013		
合計（①+②+③）		4,153,008	4,405,923	4,558,439	4,517,002	4,509,792	4,396,109	4,375,392	
特定財源の推移	国	生活扶助費等国庫負担金	2,929,218	3,289,895	3,333,650	3,342,387	3,249,523	3,118,786	3,244,794
	都	生活保護費等都負担金	94,865	88,487	79,760	77,424	60,576	52,024	44,340
	その他	生活保護費弁償金	114,557	70,741	77,774	73,510	74,099	74,816	49,000
	一般財源		1,014,368	956,800	1,067,255	1,023,681	1,125,594	1,150,483	1,037,258
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	基準生活延人員	64,557	68,850	70,687	71,462	70,856	70,384	70,887	
	基準生活費	3,869,086	4,119,871	4,253,149	4,226,083	4,219,288	4,097,304	4,181,695	
	その他生活費	168,162	184,948	193,052	178,669	185,437	190,924	193,697	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	基準生活費等	4,404,724	扶助費	基準生活費等	4,288,228	扶助費	基準生活費等	4,375,392

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 保護世帯数(世帯)	5,280	5,296	5,316	-	-	当該年度末の実数
	② 保護人員(人)	6,419	6,459	6,470	-	-	当該年度末の実数
	③ 保護率(%)	31.1	31.1	30.5	-	-	当該年度末の実数

問題点・課題 (指標分析)	生活扶助費は微減傾向ではあるが、高齢化を背景に被保護者数は微増している。今後もこの傾向は継続していくと推定されるため、生活保護の適正実施は重要課題となっている。 具体的には、①収入・資産調査の充実による不正受給の防止、②扶養義務調査の充実による経費の節減（送り増等）、③就労指導の強化による自立助長、④生活保護費弁償金等歳入の適正な確保等の取組みを強化する必要がある。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ハローワークと連携して被保護者への就労指導を充実し、自立助長を図ることにより、生活扶助費を縮減する。	ハローワークと連携した被保護者への就労指導を充実させ、自立助長を図ることにより、生活扶助費を縮減した。	被保護者の資産・収入・年金等の調査の強化と就労指導をより一層充実させ、生活扶助費の縮減を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出であり、現状のまま継続する。

議会 (要旨) 状況	平成24年度	一定	生活保護受給者のパチンコ禁止について
	平成25年度	二定	生活扶助費の引き下げについて ・生活保護法改正に伴う申請について
		三定	生活保護法改正案と生活保護基準の見直しについて
	平成26年度	二月	冬季加算の基準改定について
	平成27年度	二月	生活保護単身受給者死亡時の家財処分について

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-06	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	住宅扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中	担当者名	山本 内線 2167
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-02	住宅扶助					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 25年度		根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	低所得者の自立支援				
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき家賃・間代、敷金、住宅維持のための補修等を住宅扶助として支給する。						
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。						
内容	<p>[住宅扶助の範囲] ①住宅費(家賃・間代、地代、敷金等) ②住宅維持費(住宅維持のための補修等)</p> <p>[住宅扶助の実施原則] ①金銭給付により行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達成するために必要なときは、現物給付により行う。 ②現物給付は、宿所提供施設、緊急宿泊施設に委託して行う。 ③保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に交付する。</p> <p>[住宅扶助の基準額]（28年度）○家賃等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身世帯 53,700円以内</li> <li>・特別な事情のある世帯 69,800円以内</li> <li>・7人以上世帯 83,800円以内</li> </ul> <p>○敷金等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・279,200円以内（7人以上世帯 335,200円以内）</li> </ul> <p>○契約更新料等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・104,700円以内（7人以上世帯 125,700円以内）</li> </ul> <p>○住宅維持費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般基準 119,000円以内（年額）</li> <li>・特別基準 178,500円以内（年額）</li> </ul>						
経過	<p>生活扶助と同じ。</p> <p>平成21年度 契約更新料上限額の変更（69,800円→104,700円） ・簡易宿泊所は特別基準（1.3倍）扱いとする。</p> <p>平成22年度 都営住宅の使用料の代理納付開始。</p> <p>平成27年度 住宅扶助基準額の変更（世帯人数区分の細分化・単身世帯に床面積別の住宅扶助上限額を新設）</p>						
必要性	生活保護法に基づく事務事業						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 生活扶助と同じ。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）								
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額		2,384,417	2,835,257	2,887,059	2,930,412	2,923,108	2,853,399	2,879,802	
①決算額（28年度は見込み）		2,360,007	2,584,413	2,718,963	2,787,251	2,798,466	2,834,287	2,879,802	
②人件費等		74,312	70,827	80,270	79,250	72,431	72,692		
③減価償却費		25,942	30,852	32,657	33,530	32,087	34,301		
【事務分担当量】（%）		893	992	1,012	992	987	1,005		
合計（①+②+③）		2,460,261	2,686,092	2,831,890	2,900,031	2,902,984	2,941,280	2,879,802	
特定財源	国	生活扶助費等国庫負担金	1,705,080	1,975,099	2,038,610	2,104,845	2,064,529	2,125,715	2,159,851
	都	生活保護費等都負担金	55,199	50,690	46,207	44,854	34,520	31,199	27,392
	その他								
	一般財源		699,982	660,303	747,073	750,332	803,935	784,366	692,559
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	家賃延世帯数	50,499	54,519	57,088	58,183	58,095	58,542	59,479	
	家賃支出額	2,197,543	2,418,556	2,552,853	2,614,757	2,628,120	2,651,400	2,692,614	
	その他住宅費	162,464	165,857	166,110	172,494	170,347	182,887	187,188	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	家賃・間代等	2,798,466	扶助費	家賃・間代等	2,834,287	扶助費	家賃・間代等	2,879,802

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 保護世帯数(世帯)	5,280	5,296	5,316	-	-	当該年度末の実数
	② 保護人員(人)	6,419	6,459	6,470	-	-	当該年度末の実数
	③ 保護率(%)	31.1	31.1	30.5	-	-	当該年度末の実数

問題点・課題 (指標分析)	<p>被保護者数の増加や平均単価の上昇は、住宅扶助費の増加をもたらしている。積極的に公営住宅の入居申請を指導するなど適正な住居の確保に一層努力することが必要である。</p> <p>また、被保護者が家賃を滞納し、家主・不動産業者と関係が悪化しているケースがみられる。家賃滞納問題は、契約者間の問題ではあるが、生活指導の観点から福祉事務所としても適切に指導を行っていく。</p> <p>都営住宅の家賃滞納については、都と連携して対処する。</p>
	<p>他区の実況</p> <p>(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	簡易宿泊所居住の被保護者に公営住宅の入居申請の指導を積極的に行い、適正な住居の確保と住宅扶助費の縮減に努める。	簡易宿泊所居住の被保護者に公営住宅に入居するよう積極的に勧奨して適正な住居の確保と住宅扶助費の縮減に努めた。	簡易宿泊所居住の被保護者には公営住宅に入居するよう積極的に勧奨し、適正な住居の確保と住宅扶助費の縮減に努める。
②	家賃の代理納付を積極的に行うことで家賃滞納を防止する。	家賃滞納を防止するため、代理納付を積極的に行った。	被保護者の生活実態や家主・不動産業者の意向を踏まえて、家賃滞納防止のため、代理納付を積極的に行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出であり、現状のまま継続する。

議会 (要旨) 状況	平成22年度	一定	住宅扶助費の大家、不動産屋への代理納付について
	平成26年度	二月	住宅扶助費の基準改定について
	平成27年度	六月	住宅扶助費の基準改定について

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-07	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	教育扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中	担当者名	山本 内線 2167
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-03	教育扶助					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	25年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準	計画区分	○計画 ●非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	低所得者の自立支援				
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、義務教育に伴う必要な学用品、通学用品、学校給食等にかかる費用を教育扶助として支給する。						
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの（外国人の各種学校は除外）、他は生活扶助と同じ。						
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により教育扶助を行う。 [教育扶助の範囲] ①義務教育に伴う必要な教科書その他の学用品 ②義務教育に伴う必要な通学用品 ③学校給食その他義務教育に伴う必要なもの [教育扶助の実施原則] ①金銭給付により行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 ②保護金品は、被保護者、その親権者、後見人、学校長に交付。 [教育扶助の基準額] (28年度) 一般基準 小学校 2,210円 中学校 4,290円 特別基準(学級費等) 小学校 670円以内 中学校 750円以内 学習支援費 小学校 2,630円 中学校 4,450円						
経過	生活扶助と同じ。 平成20年度 給食費学校長口座へ納付開始 平成21年7月1日から学習支援費が新設						
必要性	生活保護法に基づく事務事業						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 基準額は義務教育就学者の有無の確認を行い、当該世帯の保護費に加算して支給する。教材代等は、教育委員会、学校長へ実費額の調査を行い決定する。なお、給食費は、各学校長に交付している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		28,804	33,439	36,261	43,966	38,476	38,787	37,560
①決算額（28年度は見込み）		28,391	30,999	38,499	36,546	37,830	38,130	37,560	
②人件費等		37,464	35,723	40,466	39,958	36,718	36,923		
③減価償却費		13,073	15,550	16,458	16,900	16,255	17,406		
【事務分担量】（%）		450	500	510	500	500	510		
合計（①+②+③）		78,928	82,272	95,423	93,404	90,803	92,459	37,560	
特定財源	国	生活扶助費等国庫負担金	20,910	23,691	28,866	27,393	27,908	28,597	28,170
	都	生活保護費等都負担金	102	0	25	25	20	45	40
	その他								
	一般財源		57,916	58,581	66,532	65,986	62,875	63,817	9,350
実績の推移	事項名		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	基準教育延人員		3,209	3,369	3,155	2,987	3,077	3,109	3,107
	基準教育費		9,273	9,754	9,179	8,706	9,141	9,327	9,361
	その他教育費		12,517	21,245	29,320	27,840	28,689	28,802	28,199

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	基準教育費等	37,830	扶助費	基準教育費等	38,130	扶助費	基準教育費等	37,560

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 保護世帯数(世帯)	5,280	5,296	5,316	-	-	当該年度末の実数
	② 保護人員(人)	6,419	6,459	6,470	-	-	当該年度末の実数
	③ 保護率(%)	31.1	31.1	30.5	-	-	当該年度末の実数

問題点・課題 (指標分析)	<p>小・中学生の被保護者数の増加が教育扶助費の増加をもたらしている。 また、被保護者が給食費を滞納するケースがみられるため、生活指導の観点から適切に指導を行いつつ、代理納付を積極的に行う必要がある。</p>
	<p>他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	給食費の代理納付を積極的に行うことにより、給食費滞納を防止する。	給食費滞納を防止するため、代理納付を積極的に行った。	被保護者の生活実態を踏まえつつ、給食費滞納防止のため、小中学校と連携して代理納付を積極的に行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出であり、現状のまま継続する。

況 (要旨) 議 会 質 問 状	
------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-08	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	介護扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中		
		担当者名	白井	内線	2627		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）		01-01-04	介護扶助				
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 12年度		根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	低所得者の自立支援				
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、介護保険の被保険者が否かを問わず、介護保険法に規定する要介護等の状態にある者が、介護サービスを利用した場合、その費用を介護扶助として支給する。						
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。						
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、介護扶助を行う。 [介護扶助の範囲] 1 居宅介護(居宅介護支援計画に基づき行うもの) (介護保険の給付対象と同じ) 2 福祉用具 3 住宅改修 4 施設介護 5 移送 [介護扶助の実施原則] 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。 2 現物給付は、指定を受けた介護機関に委託して行う。 3 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合は、指定介護機関以外で給付を受けられる。 4 保護金品は、被保護者に交付する。 [介護扶助と介護保険給付の関係] 1 被保険者：介護保険の自己負担分を介護扶助として支給する。 2 被保険者以外：全額を介護扶助として支給する。(10割給付)						
経過	平成12年4月 介護保険導入により介護扶助新設。 平成26年7月 生活保護法の改正に伴い、平成26年7月1日以降、介護保険法の指定があったものは、生活保護法指定介護機関のみなし指定となる。 平成27年4月 介護保険制度の改正に伴い、介護予防給付のうち、訪問介護、通所介護が介護予防日常生活総合支援事業に移行。高齢者福祉課で委託事業として行われている訪問型サービス、通所型サービスの利用料及び居宅介護計画に係る費用においても介護扶助の対象となった。						
必要性	生活保護法に基づく事務事業						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 指定介護機関で現物給付。介護費の支払は、国民健康保険団体連合会に委託。一部、福祉用具購入、住宅改修、移送費は福祉事務所で支払い。被保険者は1割、被保険者以外は10割介護扶助。						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額	271,843	259,228	309,191	310,265	332,242	331,725
①決算額(28年度は見込み)		243,528	267,370	286,691	306,277	327,218	326,870	372,861
②人件費等		37,431	35,723	40,466	39,958	38,263	36,923	
③減価償却費		13,073	17,883	16,458	16,900	16,905	17,406	
【事務分担当量】(%)		450	500	510	500	520	510	
合計(①+②+③)		294,032	320,976	343,615	363,135	382,386	381,199	372,861
特定財源の推移	国 介護扶助費等国庫負担金	175,997	204,334	214,954	230,970	260,655	244,966	279,570
	都 生活保護費等都負担金	14,958	8,072	10,816	10,499	16,179	15,413	15,255
	その他 介護扶助費弁償金					651	294	100
	一般財源	103,077	108,570	117,845	121,666	104,901	120,526	77,936
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	居宅介護延人員	5,581	6,016	6,357	6,073	6,086	7,473	7,092
	施設介護延人員	1,136	970	868	1,011	1,040	944	1,034

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	居宅介護費等	327,218	扶助費	居宅介護費等	326,870	扶助費	居宅介護費等	372,861

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 保護世帯数(世帯)	5,280	5,296	5,316	-	-	当該年度末の実数
	② 保護人員(人)	6,419	6,459	6,470	-	-	当該年度末の実数
	③ 保護率(%)	31.1	31.1	30.5	-	-	当該年度末の実数

問題点・課題 (指標分析)	東京都・介護保険者・指定介護機関等の関係機関と連絡を密にして、被保護者の身体状態の要介護状態等を把握し、介護扶助の適正実施に努める。 生活保護介護施設、療養型病院等の整備により、医療扶助（社会的要因による入院）から介護扶助へ徐々に移行されてきているが、まだ整備が十分でない。 介護予防給付の一部が介護予防日常生活総合支援事業へ移行したことに伴い、介護のシステムの整備を進める必要がある。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	10割介護扶助者の他法他施策の活用で、難病医療の対象者においても活用の検討を行い、介護扶助の適正化を図る。	介護扶助適正化指導員及び地区担当、障害者福祉課との連携により、他法他施策の活用の検討を行った。	10割介護扶助者で難病医療の対象者及び対象の可能性のある者の選定方法について、さらに検討を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出であり、現状のまま継続する。

況 (要旨) 議 会 質 問 状	
------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-09	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	医療扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中	担当者名	白井
							内線
							2627
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-05	医療扶助					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	25年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準	計画区分		○計画	●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	低所得者の自立支援				
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき入院、外来、調剤、歯科、施術等のために必要な経費を医療扶助として支給する。						
対象者等	医療費に困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。						
内容	<p>被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、医療扶助を行う。</p> <p>[医療扶助の範囲] 1 診察 2 薬剤又は治療材料 3 医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 6 移送</p> <p>[医療扶助の実施原則] 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。 2 現物給付は、指定を受けた医療機関、施術者に委託して行う。 3 急迫した事情がある場合は、指定外医療機関、施術者で給付を受けられる。 4 保護金品は、被保護者に支給する。</p>						
経過	<p>生活扶助と同じ。</p> <p>平成19年度 医療扶助対象者の人工透析が自立支援医療（更生医療）の給付対象となる。 平成25年度 医療扶助における後発医薬品使用原則化となる。 平成26年度 生活保護法の改正に伴い、平成26年7月1日以降、生活保護法の指定医療機関及び薬局は、6年ごとの更新制度の導入。はり・きゅう師は、登録制から指定制度に変更。</p>						
必要性	生活扶助と同じ。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>指定医療機関等で現物給付。医療扶助実施は、専門的知識・判断等を要し嘱託医3人に委嘱。医療費の支払は、社会保険診療報酬支払基金に委託。一部、移送費、治療材料費は福祉事務所で支払い。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		5,347,381	6,113,923	5,994,593	5,839,608	5,740,791	5,788,544
①決算額（28年度は見込み）		5,322,054	5,517,727	5,655,934	5,610,989	5,272,356	5,769,776	5,859,093
②人件費等		74,922	71,448	80,931	88,222	81,313	81,829	
③減価償却費		26,145	33,433	32,915	38,498	37,029	39,591	
【事務分担当量】（%）		900	1,000	1,020	1,139	1,139	1,160	
合計（①+②+③）		5,423,121	5,622,608	5,769,780	5,737,709	5,390,698	5,891,196	5,859,093
特定財源	国 医療扶助費等国庫負担金	3,589,643	4,216,842	4,240,677	4,245,620	4,030,928	4,299,688	4,393,644
	都 生活保護費等都負担金	259,168	257,897	207,804	201,720	191,485	170,951	165,790
	その他 医療扶助費弁償金					8,819	10,746	900
	一般財源	1,574,310	1,147,869	1,321,299	1,290,369	1,159,466	1,409,811	1,298,759
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	入院延件数	6,244	6,120	5,868	5,636	5,423	5,355	5,398
	外来延件数	70,448	74,841	79,102	80,929	80,705	83,104	84,858
	歯科延件数	10,509	11,622	11,819	12,991	13,494	14,019	15,354
	調剤延件数	55,663	59,865	63,523	65,461	64,885	65,896	66,914

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	入院費等	5,272,356	扶助費	入院費等	5,769,776	扶助費	入院費等	5,859,093

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 保護世帯数(世帯)	5,280	5,322	5,316	-	-	当該年度末の実数
	② 保護人員(人)	6,419	6,485	6,470	-	-	当該年度末の実数
	③ 保護率(%)	31.1	31.1	30.5	-	-	当該年度末の実数

問題点・課題 (指標分析)	医療扶助の適正実施は大きな課題であり、レセプト点検の業者委託を通して被保護者の受診の実態と診療報酬の支払状況を的確に把握し、医療扶助の適正実施に一層努力する必要がある。 後発医薬品の使用促進に伴い、今後、後発医薬品使用促進計画の策定を行うよう国から求められるようになるため、さらなる周知や使用の促進が必要である。 H27.1月より、難病医療費の制度が改正され、生活保護受給者においても対象となった。該当する生活保護受給者の抽出を行い、移行をすすめる。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	後発医薬品のさらなる使用促進を図る。	後発医薬品の未使用者について、指導を行い使用促進につなげた。	差額通知の発送や指導強化により、さらなる後発医薬品の使用促進を図る。
②	難病医療費の制度に該当する生活保護受給者の抽出を行い、対象者に難病医療の申請をするよう指導を行う。	難病医療費の制度の対象の可能性がある者について、移行を行った。	難病医療費の対象疾病が増えるため、さらに移行の可能性がある者の抽出方法を検討して移行を行っていく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出であり、現状のまま継続する。

況 (要旨)	平成13年度 一定 入院患者の日用品費について 平成27年度 九月 後発医薬品の利用促進について
-----------	---

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-10	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	出産、生業、葬祭扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中	担当者名	山本
				内線	2167		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-06	出産、生業、葬祭扶助					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 25年度		根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	10 低所得者の自立支援					
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき出産・生業・葬祭を行うために必要なものを扶助として基準額の範囲内で支給する。						
対象者等	①出産扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない妊産婦。②生業扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者又はそのおそれのある者。ただし、収入の増加又は自立の助長の見込みのある者。③葬祭扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者の葬祭を行う者。他は生活扶助と同じ。						
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により出産、生業、葬祭扶助を行う。 [出産扶助の範囲] ①分べんの介助 ②分べん前及び分べん後の処置 ③脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料（ただし、児童福祉法の入院助産制度が優先） [生業扶助の範囲] ①生業に必要な資金、器具又は資料 ②生業に必要な技能の修得 ③就労のために必要なもの ④高校等就学費 [葬祭扶助の範囲] 葬祭に要する費用 [出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の実施原則] 金銭給付により行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 [保護金品の交付者] 出産扶助、生業扶助は被保護者。葬祭扶助は葬祭を行う者。 [基準額] （28年度）出産扶助 249,000円以内 葬祭扶助 206,000円以内 生業扶助 78,000円以内						
経過	生活扶助と同じ。 平成17年度、生業扶助に高校等就学費新設 平成21年度、高校等就学世帯に学習支援費新設						
必要性	生活保護法に基づく事務事業						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 葬祭扶助は遺留金品を充当しても不足が生じる場合、扶養義務者又はその他（病院長、民生委員等）の葬祭を行う者の申請に対して扶助を行う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額		57,121	53,857	57,453	65,302	72,289	65,534	65,833
①決算額（28年度は見込み）		53,379	58,373	54,441	65,095	65,434	56,632	65,833	
②人件費等		37,461	35,723	40,466	39,958	36,718	36,923		
③減価償却費		13,073	15,550	16,458	16,900	16,255	17,406		
【事務分担量】（%）		450	500	510	500	500	510		
合計（①+②+③）		103,913	109,646	111,365	121,953	118,407	110,961	65,833	
特定財源の推移	国	生活扶助費等国庫負担金	39,207	44,611	40,818	49,046	48,273	42,473	49,374
	都	生活保護費等都負担金	1,981	1,255	953	924	1,525	1,232	737
	その他								
	一般財源		62,725	63,780	69,594	71,983	68,609	67,256	15,722
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	葬祭費支給延件数	241	267	233	276	268	221	268	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	葬祭費等	65,434	扶助費	葬祭費等	56,632	扶助費	葬祭費等	65,833

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 保護世帯数(世帯)	5,280	5,296	5,316	-	-	当該年度末の実数
	② 保護人員(人)	6,419	6,459	6,470	-	-	当該年度末の実数
	③ 保護率(%)	31.1	31.1	30.5	-	-	当該年度末の実数

問題点・課題 (指標分析)	葬祭費支給件数は、被保護者に単身高齢者が多いため、増加傾向にある。 生業扶助を支給することは、被保護者の就労や自立助長に繋がるため、積極的に活用していく必要がある。						
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)						

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	被保護者の就労や自立助長に繋がるため、生業扶助を積極的に活用する。	生業扶助を積極的に活用して、被保護者の就労や自立助長に繋げた。	被保護者の自立助長を図るため、技能や資格等を積極的に習得できるよう支援していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出であり、現状のまま継続する。

況 (要旨) 議 会 質 問 状	
------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-11	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	就労自立給付金	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中	担当者名	山本 内線 2167
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-07	就労自立給付金					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	26年度	根拠	生活保護法第55条の4			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	低所得者の自立支援				
目的	生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえ、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止するため、被保護者の就労による自立の促進を目的に、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対して就労自立給付金を支給する。						
対象者等	世帯員が安定した職業に就き、就労収入を得ることにより、当該世帯が最低限度の生活を維持（概ね6ヶ月）することができるものと認められ、保護廃止となる者。						
内容	① 給付金は、被保護者が就労により生活保護の受給を受けずに、自分の力で社会生活に適応した生活を営むことができるよう、自立を促し進めるといった目的のために支給するものであり、生活保護における保護金品とは異なるものである。 ② 申請は被保護者が保護の廃止の直前に行うものとし、その支給に当たっては、保護の廃止決定時又は廃止後速やかに行うものである。なお、給付金は保護廃止後の生活に充てることを目的とするものであるから、保護廃止の際の要否判定の対象となる収入ではない。 ③ 給付金は、就労自立に役立てられるべきものであることから、支給を受ける権利は譲り渡すことができない。 ④ 給付金の支給を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。 ⑤ 給付金の支給を受けた日から起算して3年を経過しない被保護者は、保護を必要としなくなったと認められた場合であっても支給しない。						
経過	平成26年7月 生活保護法の一部改正から給付金の支給を開始						
必要性	生活保護法に基づく事務事業						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ①申請受理 ②14日以内に決定 ③算定対象期間における各月の就労収入額に対し、その各月に応じた算定率を乗じて算定した額と上限額とのいずれか低い額を支給						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額					0	4,800	6,500	5,500
①決算額（28年度は見込み）					0	1,559	1,517	5,500
②人件費等							7,769	
③減価償却費							3,652	
【事務分担量】（%）							107	
合計（①+②+③）		0	0	0	0	1,559	12,938	5,500
特定財源	国	生活扶助費等国庫負担金				1,150	11,376	4,125
	都	生活保護費等都負担金				0	0	62
	その他							
	一般財源	0	0	0	0	409	1,562	1,313
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	給付世帯数					18	22	50

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	就労自立給付金	1,559	扶助費	就労自立給付金	1,517	扶助費	就労自立給付金	5,500

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 給付世帯数		18	22	50	50	
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	就労自立給付金の支給対象になるためには、生活保護を脱却できる程度の安定した収入が得られる就職先の確保が必要である。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	就労支援専門員による求人開拓や就職後のフォローアップ等を強化し、安定した就労につなげる。	就労支援専門員やハローワークを活用し、安定した就労へつなげた。	更に安定した就労へつなげるとともに、保護脱却後に安定した生活を保てるよう、就労自立給付金を適切に支給する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出であり、現状のまま継続する。

況 (要旨)	議会質問状
-----------	-------

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-12	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	自立促進支援給付金事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中	担当者名	山本
				内線	2167		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-01	自立促進支援金支給事業					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 17年度		根拠	東京都被保護者自立促進事業経費補助金交付要綱・荒川区被保護者自立促進事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	10 低所得者の自立支援					
目的	生活保護法による保護を受けている世帯に対し、自立支援に要する経費の一部を支給し、その自立を促進することを目的とした東京都の「被保護者自立促進事業」で、交付要綱に基づき東京都補助事業として実施し自立促進支援金を支給する。						
対象者等	自立支援に資すると福祉事務所長が認める被保護世帯						
内容	<p>【就労支援】○就労支援費（求職活動にふさわしい服装、補助教材等購入費を支給する）○緊急一時保育料（母子世帯等で母や子（主に9歳以下）の病気時に一時的に子を施設等へ預けたときの保育料）</p> <p>【社会参加活動支援】○社会参加活動費（高齢者が社会に貢献することにより、生きがいを見つけるとともに、地域での孤立化を防ぐ）</p> <p>【地域生活移行支援】○生活支援事業（安定した日常生活を送れるよう支援する）○債務整理援助事業（自己破産等の手続きを支援する）○住宅契約関係費（入居要件となっている鍵交換費等を支援する）</p> <p>【健康増進支援】○健康増進費（日常的な健康管理や健康増進を目的として健康管理機器を購入した者に対し支援する）</p> <p>【次世代育成支援】○高校進学等支援費（進学、基礎学力向上の観点から、小学1～中学3年生に対し学習塾等への通塾や夏・冬季講座等の受講に対して支援する。）</p>						
経過	<p>平成16年度末 東京都による「見舞金支給事業」を廃止</p> <p>平成17年度 東京都による「被保護者自立促進事業」として再構築実施</p> <p>平成17年7月 東京都の「被保護者自立促進事業」実施要綱に基づき、事業を開始</p> <p>平成24年度 東京都の「地域福祉推進区市町村包括補助事業」に統合された</p>						
必要性	被保護者の自立を促進するための事業で必要性は高い。						
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>①支給時期 随時</p> <p>②支給決定 被保護者からの申請に基づき決定し支給する。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額		7,107	7,157	5,058	7,126	7,082	9,507	9,431
①決算額（28年度は見込み）		2,733	3,888	4,710	5,883	6,159	6,649	9,431	
②人件費等		814	776	826	832	773	770		
③減価償却費		291	311	323	338	325	341		
【事務分担量】（%）		10	10	10	10	10	10		
合計（①+②+③）		3,838	4,975	5,859	7,053	7,257	7,760	9,431	
特定財源	国								
	都	地域福祉推進区市町村包括補助事業費	2,717	3,695	4,342	5,883	6,159	6,649	9,431
	その他								
一般財源		1,121	1,280	1,517	1,170	1,098	1,111	0	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	就労支援(延件数)	13	19	36	28	45	38	69	
	社会参加活動支援(延件数)	9	7	3	2	0	4	3	
	地域生活移行支援(延件数)	39	42	72	91	103	123	148	
	次世代育成支援(延件数)	32	45	21	27	32	30	54	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	自立促進支援給付金	6,159	扶助費	自立促進支援給付金	6,649	扶助費	自立促進支援給付金	9,431

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 自立促進支援金支給件数	149	180	195	274	274	
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	地域生活移行支援事業の住宅契約関係費と次世代育成支援事業の学習環境整備支援費は支給件数が多く、被保護者の自立を促進する上で重要である。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	学習環境整備支援費の支給対象を小学4年生から小学1年生に引下げ、支給対象を拡大する。	支給対象を拡大したことで、学習環境整備支援費が利用されやすくなった。	被保護者の児童・生徒の学力低下防止と健全育成のため、学習環境整備支援費の利用を積極的に勧奨する。
②	就労支援事業費を積極的に活用し、被保護者の自立助長に取り組む。	ケースワーカー及び就労支援専門員が就労支援事業費を被保護者へ積極的に勧奨し、就労による自立促進に繋げることができた。	就労支援事業費の支給を積極的に勧奨し、より一層、就労指導を強化する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	地域福祉推進区市町村包括補助事業の一部であり、現状のまま継続する。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-13	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	入浴券支給事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中
		担当者名	寺澤	内線	2167
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-03-01	入浴券			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	50年度	根拠	生活保護世帯に対する入浴料金助成事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準	計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市		
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成		
	施策	10	低所得者の自立支援		
目的	被保護者に公衆浴場の入浴券を交付することにより、当該世帯の家計費の負担軽減と身体の衛生管理を維持し、健康と福祉の増進を図る。				
対象者等	居宅において生活保護を受けている者（風呂所有者及び入院・入所中の者を除く）				
内容	○保護継続者分 1 支給対象 4月1日から6月15日まで引続き被保護者であって基準日（6月15日）に該当する者 2 支給方法 ・民生委員に依頼し年1回個別配付（7月中旬～下旬） ・配付困難な者については生活福祉課窓口 3 支給枚数 60枚 ○新規開始分 1 支給対象 4月2日～2月末日までに生活保護開始及び基準日以降退院・退所により該当する者 2 支給方法 生活福祉課窓口（ただし4月2日～6月15日まで交付対象になった者は保護継続者分（窓口）と一緒に配付） 3 支給枚数 交付対象者になった月の翌月から1ヶ月当たり 5枚				
経過	昭和45年 都の事業として開始（60枚） 昭和50年 区が実施主体となる。都事業分（60枚）に区事業分（20枚）を加算 平成2年 都事業分（60枚）・区事業分（30枚）に変更 平成11年 都事業分は廃止 区事業分に吸収し継続実施（支給数90枚から60枚に縮小、新規保護開始者に月5枚換算で支給） 平成21年 入浴券に通し番号を印刷（発行元、交付先の明確化）				
必要性	風呂のない被保護者世帯にとって、身体の衛生管理と最低生活費の一助となっている。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 該当者を抽出し、民生委員に名簿とともに入浴券を渡して、被保護者へ配付を依頼。 新規被保護者等については、生活福祉課窓口にて支給。				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		48,559	49,276	49,479	49,175	46,464	41,288
①決算額（28年度は見込み）		47,142	49,275	44,356	42,120	42,456	38,035	37,785
②人件費等		872	776	826	1,663	1,545	1,539	
③減価償却費		291	311	323	676	650	683	
【事務分担当量】（%）		10	10	10	20	20	20	
合計（①+②+③）		48,305	50,362	45,505	44,459	44,651	40,257	37,785
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	48,305	50,362	45,505	44,459	44,651	40,257	37,785
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	保護継続者・大人（人）	1,645	1,700	1,758	1,708	1,520	1,435	1,432
	保護継続者・中人（人）	5	4	2	1	0	1	1
	保護継続者・小人（人）	1	0	0	0	0	0	1
	新規開始者・大人（人）	227	170	110	117	100	76	114

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	入浴券印刷	235	需用費	入浴券印刷	235	需用費	入浴券印刷	238
扶助費	入浴券	42,221	扶助費	入浴券	37,800	扶助費	入浴券	37,547

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 入浴券支給枚数	102,585	94,414	88,882	89,500	89,000	
	②						
	③						

（問題点・課題 指標分析）	入浴券の配付対象者は、生活保護受給者の約22%であり、適切な衛生管理を行っていく必要がある。
	（実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区） 未実施：千代田区、文京区、墨田区、北区、足立区、葛飾区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	入浴券支給枚数は減少傾向にあるため、需要予測を厳密に行い、予算の削減に努める。	支給枚数の需要予測を行ったが、それ以上に配付枚数・人数共に減少した。	需要予測の精度を上げ、更なる予算の削減に努める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	風呂のない被保護者を対象にした入浴券支給事業であり、現状のまま継続する。

況 議 会 （ 要 旨 ） 問 状	平成10年 一定 入浴券のチケットショップへの売却について 平成11年 一定 支給枚数の削減について
---	---

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-14	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事
事務事業名	入院必需品	部課名	福祉部生活福祉課	課長名
		担当者名	寺澤	内線
				2167
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-03-02	入院必需品		
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成	9年度	根拠	荒川区簡易宿泊所等に居住する被保護者及び住所不定者等に対する入院必需品の支給要綱
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準	計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市	
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成	
	施策	10	低所得者の自立支援	
目的	荒川区の区域内の簡易宿泊所等に居住する要保護者・住所不定者が、緊急の入院に際し、必要な日用品等を購入する資力がない場合に入院必需品を支給し、医療機関への入院を容易にする。			
対象者等	荒川区内に居住する次に掲げる者とする。 (1) 簡易宿泊所に居住する単身入院者 (2) 前号に準ずるものと認められる者			
内容	荒川区内の簡易宿泊所に居住する者等が緊急入院する際に、医療機関の受入を円滑にするために支給。 支給品目は次のとおり (1) 洗面具セット (2) 寝巻又はパジャマ（被保護者を除く） (3) 下着（被保護者を除く）			
経過	平成9年4月 平成10年度 平成18年度	「入院必需品の支給要綱」制定 洗面具セットを2週間程度の使用に耐えられるものに切替え、経費節減を図る。 医療機関の空調設備等による環境の向上に供い、パジャマをオールシーズン対応の物に切替え冬物を廃止し、経費節減を図る。		
必要性	簡易宿泊所居住者や路上生活者の医療業務の円滑な実施を図るため必要性は高い。			
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 入院必需品の支給は、申請に基づき実施。城北労働・福祉センター、荒川区管内の救急隊の協力による支給分は、事前に配布し、事後報告後、確認、決定する。			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		216	203	189	193	199	196
①決算額（28年度は見込み）		154	202	189	189	199	196	196
②人件費等		872	776	826	832	773	385	
③減価償却費		291	622	323	338	325	171	
【事務分担量】（%）		10	10	10	10	10	5	
合計（①+②+③）		1,317	1,600	1,338	1,359	1,297	752	196
特定財源	国							
	都							
	その他							
	一般財源		1,317	1,600	1,338	1,359	1,297	752
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	洗面具セット	70	50	32	30	40	43	38
	寝巻	15	27	35	28	32	28	28
	下着	10	33	33	45	29	26	33

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	洗面具セット外	199	需用費	洗面具セット外	196	需用費	洗面具セット外	196

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 洗面具・衣服使用数	103	101	97	95	90	
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<p>公益財団法人城北労働・福祉センター及び救急隊（荒川管内）と密に連携し、簡易宿泊所等に居住する要保護者・住所不定者の緊急入院を容易にする必要がある。</p>
	<p>（実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区）                  実施：台東区、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、墨田区、渋谷区、中野区、北区、足立区</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	入院必需品の必要性を事前に把握し、生活保護法の範囲内で支給できるものは法内で対応し、使用数を減らす。	入院必需品の必要性の事前把握等を徹底したことで、使用数を減らすことができた。	引続き、生活保護法で対応できるものは法内で対応し、使用数の減少に努める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	簡易宿所等に居住する被保護者の緊急入院用品の購入経費であり、現状のまま継続する。

況 (要旨)	議 会 質 問 状
-----------	-----------------------



予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	施設生活費、事務費	34,199	扶助費	施設生活費、事務費	37,927	扶助費	施設生活費、事務費	34,723

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 生活費（延人員）	148	151	133	145	145	
	② 事務費（延人員）	135	155	159	158	158	
	③						

問題点・課題 (指標分析)	救護施設と正しい情報を共有し、東京都国民健康保険団体連合会を通じて適正な措置費を支給しなければならない。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	保護変更の状況を確認し、東京都国民健康保険団体連合会に情報提供を行う。	東京都国民健康保険団体連合会及び救護施設と入所者の状況を確認して措置費の支払を行った。	引き続き適正な措置費を支払うため、東京都国民健康保険団体連合会及び救護施設へ情報提供を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	生活保護法に基づく施設措置費の支出であり、現状のまま継続する。

況 (要旨) 議 会 質 問 状	
------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-16	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	更生施設	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中	担当者名	吉田
				内線	2621		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-02	更生施設					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 40年度		根拠	生活保護法第30条及び第38条等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	10 低所得者の自立支援					
目的	身体上又は精神上の理由により養護及び指導を必要とする要保護者で、近い将来、社会復帰できる見込のある者を入所させて生活扶助を行う。						
対象者等	養護及び指導を必要とする要保護者で社会復帰の見込める者						
内容	<p>更生施設は全国で19施設あり、荒川区では主に下記の施設に入所させている。</p> <p>また、更生施設以外に、住居のない要保護者の世帯を対象にした宿所提供施設がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更生施設：塩崎荘、新塩崎荘、本木荘、千駄ヶ谷荘、淀橋荘、けやき荘、東が丘荘、ふじみ、しのばず荘、さざなみ苑（旧潮見寮、山谷対策用）</li> <li>・宿所提供施設：西新井栄荘、千歳荘、淀橋荘、小豆沢荘、葛飾荘</li> </ul> <p>更生施設の在籍者数（平成28年4月末現在） 21名</p>						
経過	<p>戦後、東京都が一元的に運営</p> <p>昭和40年4月 施設が所在する区へ移管</p> <p>昭和42年4月 所在区から特人厚へ移管</p> <p>平成2年12月 特人厚：社会福祉事業団を設立 生活相談一時保護所を除く更生施設を事業団に委託</p> <p>平成11年8月 さざなみ苑開設</p> <p>平成13年度 さざなみ苑通年化</p> <p>平成14年4月 更生施設等の再編 ①一時保護所の入所判定、一時保護機能を廃止 ②入所判定は各福祉事務所が行い、更生施設は一時保護に対応する。 ③宿所提供施設は、緊急一時保護施設への特化を段階的に開始する。等</p> <p>平成16年度 民間宿泊所入所者（なぎさ寮を除く）は、本事業から居宅保護へ変更とした。</p>						
必要性	生活保護法に基づく事務事業						
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>各福祉事務所が入所の判定を行い、更生施設、宿所提供施設等に振り分け保護を実施する。これに伴う経費の支払は、東京都国民健康保険団体連合会に委託している。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額	66,652	56,864	47,572	23,156	32,373	38,758
①決算額（28年度は見込み）		39,862	25,279	21,228	20,789	29,817	35,918	37,718
②人件費等		19,604	18,638	21,059	20,811	19,131	15,539	
③減価償却費		6,827	8,087	8,552	8,788	8,453	7,304	
【事務分担当量】（%）		235	260	265	260	260	214	
合計（①+②+③）		66,293	52,004	50,839	50,388	57,401	58,761	37,718
特定財源	国 生活扶助費等国庫負担金	29,978	20,146	16,783	12,635	21,997	26,938	28,288
	都 生活保護費等都負担金	8,973	6,251	4,408	3,336	5,895	8,132	9,430
	その他							
	一般財源	36,315	25,607	29,648	34,417	29,509	23,691	0
実績の推移	生活費（延人員）	296	136	98	59	180	263	289
	生活費（金額）	17,297	8,431	6,009	5,782	10,808	15,666	17,563
	事務費（延人員）	385	287	217	97	292	343	342
	事務費（金額）	22,565	16,848	15,219	15,007	19,009	20,252	20,155

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	施設生活費、事務費	29,817	扶助費	施設生活費、事務費	35,918	扶助費	施設生活費、事務費	37,718

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 生活費（延人員）	59	180	263	289	289	
	② 事務費（延人員）	97	292	343	342	342	
	③						

問題点・課題 （指標分析）	更生施設と正しい情報を共有し、東京都国民健康保険団体連合会を通じて適正な措置費を支給しなければならない。また、さざなみ苑については直接支払いを行うため、保護変更の状況をお互いに確認しなければならない。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	保護変更の状況を確認し、東京都国民健康保険団体連合会に情報提供を行う。	東京都国民健康保険団体連合会及び更生施設と入所者の状況を確認して措置費の支払を行った。	引き続き、適正な措置費を支払うため、東京都国民健康保険団体連合会及び更生施設へ情報提供を行う。
②	さざなみ苑については、互いに入所者の保護状況や請求金額について、誤りがないか確認する。	互いに情報を確認し合い、適正な措置費を支給した。	引き続き、適正な措置費を支払うため、互いに情報を確認する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	生活保護法に基づく施設措置費の支出であり、現状のまま継続する。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-17	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	授産施設	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中	担当者名	吉田
				内線	2167		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-03	授産施設					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 40年度		根拠	生活保護法第30条及び第38条等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	低所得者の自立支援				
目的	身体上もしくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とした施設（授産場）に補助を行い、勤労意欲の助長及び施設の安定運営を図ることを目的とする。						
対象者等	荒川授産場の利用者のうち ① 世帯全員の収入額が最低生活費認定額に施設事務費の2倍を加算した額以下の者 ② ①を越えた場合でもその差額が事務費の額に満たない者						
内容	荒川授産場に対し、上記目的達成のために事務費を扶助する。事務費は、東京都通知による授産施設事務費支弁基準額による。 施設事務費（1人当り単価） 79,200円 家庭事務費（1人当り単価） 5,900円（平成28年4月現在） 荒川授産場は、社会福祉事業法第2条で定められた第1種社会福祉事業施設であり、生活保護法による保護施設ではないが、昭和49年1月24日 授産施設事務取扱要領により保護施設たる授産施設に準ずるものとして取扱っている。  平成28年4月現在 対象人員 20人（授産場 施設：20人、家庭：0人）						
経過	昭和49年1月 授産施設事務費要領を作成し事業開始 昭和55年3月 都より移管（荒川授産場） 平成11年4月 荒川授産場の管理運営を公益社団法人荒川区シルバー人材センターに委託						
必要性	生活保護法に基づく事務事業。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 各施設利用者からの申請に基づき福祉事務所長が対象者を決定する。 決定通知書により施設長及び対象者へ通知するとともに委託事務費を施設へ振替支出する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額		18,999	18,288	18,288	18,352	19,687	19,149	19,528
①決算額（28年度は見込み）		18,059	18,072	18,721	18,352	18,260	19,087	19,528	
②人件費等		872	776	826	832	773	770		
③減価償却費		291	311	323	338	325	341		
【事務分担量】（%）		10	10	10	10	10	10		
合計（①+②+③）		19,222	19,159	19,870	19,522	19,358	20,198	19,528	
特定財源の推移	国	生活扶助費等国庫負担金	13,579	14,402	14,801	14,329	13,471	14,315	14,646
	都								
	その他								
	一般財源		5,643	4,757	5,069	5,193	5,887	5,883	4,882
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	対象延人員	237	240	246	252	240	243	251	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	施設・家庭事務費	18,260	扶助費	施設・家庭事務費	19,087	扶助費	施設・家庭事務費	19,528

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 対象延人員	252	240	243	251	251	
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	施設利用基準が設けられているため、最低生活費の認定等を正確に行う必要がある。また、利用者の入れ替わりも多いため、開始者と廃止者の把握も正確に行う必要がある。
	他区の実況 (実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区) 実施：中央区、渋谷区、北区、足立区、葛飾区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	利用状況を把握し、適切な施設措置費を支出する。	利用開始者及び廃止者の情報を正確に把握し、適切な施設措置費を支出した。	引き続き、適切な施設事務費を支出するよう対象者を把握する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	生活保護法に基づく施設措置費の支出であり、現状のまま継続する。

況 (要旨) 議 会 質 問 状	
------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-18	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	中国残留邦人支援事務費	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中	担当者名	吉田
				内線	2621		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-14-01	中国残留邦人支援事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 20年度		根拠	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに自立			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	の支援に関する法律			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	10 低所得者の自立支援					
目的	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく事務の執行に要する経費を支出						
対象者等	被支援給付者等						
内容	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく事務の執行に要する経費 ・非常勤職員設置費（支援相談員2名分） ・共済費（支援相談員2名分） ・一般需用費（医療台帳、支援給付決定書、支援給付関係図書購入費） ・近接地内旅費（家庭訪問調査・病院訪問調査） ・特別旅費（支援相談員2名分） ・役務費（被支援給付者への通知、医療機関等への書類の郵送料等） ・委託料（医療費支払事務、介護費支払事務、レセプト点検、支援給付システム関係）						
経過	平成19年11月 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する。 平成20年4月1日 法律の一部の施行に伴い、中国残留邦人等支援給付事業を開始する。 平成26年10月1日 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正され、法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」となる						
必要性	中国残留邦人支援事業を実施するための必要経費						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） （委託業務）・医療費支払事務、医療扶助データ作成委託 ・介護扶助費支払事務 ・レセプト点検 ・生活保護システム運用						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額	5,781	5,978	5,853	6,090	6,070	6,339
①決算額（28年度は見込み）		4,749	5,736	5,820	5,907	6,012	5,937	12,310
②人件費等		872	388	826	832	773	385	
③減価償却費		291	156	323	338	325	171	
【事務分担当量】（%）		10	5	10	10	10	5	
合計（①+②+③）		5,912	6,280	6,969	7,077	7,110	6,493	12,310
特定財源	国	中国残留邦人支援事務委託費						
	都							
	その他	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金						921
一般財源		2,404	1,806	1,771	929	1,774	752	1,050
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	報酬	1,974	3,865	4,020	4,021	4,180	4,181	4,208
	特別旅費	29	14	18	27	24	36	26
	役務費	35	32	32	33	34	33	33
	委託料	867	694	698	702	719	715	6,689

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	支援相談員報酬	4,181	報酬	支援相談員報酬	4,181	報酬	支援相談員報酬	4,208
共済費	社会保険料	602	共済費	社会保険料	614	共済費	社会保険料	622
旅費	支援相談員旅費	24	旅費	支援相談員旅費	36	旅費	支援相談員旅費	26
需用費	消耗品	99	需用費	消耗品	96	需用費	消耗品	108
役務費	郵送料（各種通知）	34	役務費	郵送料（各種通知）	33	役務費	郵送料（各種通知）	33
委託料	システム保守、レプト点検等	719	委託料	システム保守、レプト点検等	715	委託料	システム保守、レプト点検等	6,689
扶助費	日本語学校等通学費他	353	扶助費	日本語学校等通学費他	262	扶助費	日本語学校等通学費他	624

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① レプト点検過誤返還金(千円)	120	82	210	200	-	レプト点検実施により過誤が判明し、医療機関に返還金を請求
	② レプト点検総件数(件)	1,089	1,121	1,113	1,200	-	
	③						

（問題点・課題分析）	<p>給付対象者の高齢化により、医療及び介護に係る事務量は増加傾向にあるため、より一層の改善が必要である。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	点検の効率化がなされたレセプトデータを支援給付受給者に適正な支援ができるように活用する。	レセプトデータを点検し、適正な支援を行った。	引続きレセプトデータを活用し、適正な支援を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく事務執行経費であり、現状のまま継続する。

況議 （要旨） 会 質 問 状	
--------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-19	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	中国残留邦人支援給付事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中	担当者名	吉田
							内線
							2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-14-02	中国残留邦人支援給付費					
	01-14-03	中国残留邦人配偶者支援金					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		20年度	根拠	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに自立の支援に関する法律		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	低所得者の自立支援				
目的	憲法25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを基本に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、生活保護法に準じた処遇を実施し、必要なものを支援給付する。						
対象者等	原則として、明治44年4月2日から昭和21年12月31日以前に生まれた方で、永住帰国した日から引き続き1年以上日本に住居を有し、昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した方とその配偶者で、一定の基準（生活保護基準に準じる）に満たない世帯。						
内容	被支援給付者の必要に応じ、単給又は他の支援給付費と併給して、生活保護の扶助に準じた支援給付費の支援を行う。 生活保護の扶助費に準じる支援給付費を支給する。（①生活支援給付費、②住宅支援給付費、③教育支援給付費、④介護支援給付費、⑤医療支援給付費、⑥葬祭支援給付費等、⑦配偶者支援金） 金銭給付を原則とするが、金銭給付できない場合や適当でない場合、支援の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。保護金品は、1ヵ月以内を限度に前渡することができる。						
経過	平成19年 1月 総理大臣が厚生労働大臣に「中国残留邦人への支援のあり方」について検討を指示。 平成19年 6月 「中国残留邦人への支援に関する有識者会議」が公的年金制度における支援及びそれを補完する生活支援など具体的な支援策を講ずるべきことを報告。 平成19年 7月 「中国残留邦人に対する新たな支援策」を与党案決定。 平成19年11月 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正案が可決成立し、国及び地方でそれぞれの支援策を実施することになった。 平成20年4月1日 中国残留邦人支援給付事業開始 平成26年10月1日 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正され、法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律」となる。 配偶者支援金の創設						
必要性	中国残留邦人支援事業を実施するための必要経費						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律に基づく						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		71,921	70,262	54,973	60,192	77,116	80,588
①決算額（28年度は見込み）		53,039	54,335	56,311	58,906	77,115	69,863	79,988
②人件費等		2,556	2,017	2,230	2,191	2,086	1,693	
③減価償却費		872	778	871	913	878	751	
【事務分担当量】（%）		30	27	27	27	27	22	
合計（①+②+③）		56,467	57,130	59,412	62,010	80,079	72,307	79,988
特定財源	国 生活保護費等国庫負担金	40,000	38,585	42,559	43,231	58,270	52,771	58,036
	都							
	その他 生活保護費等弁償金					60	20	2
	一般財源	16,467	18,545	16,853	18,779	21,749	19,516	21,950
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	生活支援給付費延人員	423	387	405	407	420	398	408
	生活支援給付費	25,553	24,758	26,006	25,734	26,040	25,062	25,385
	その他支援給付費	27,486	29,577	30,305	33,172	51,075	44,801	54,603

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	生活・住宅・介護・医療支援給付費	76,342	扶助費	生活・住宅・介護・医療支援給付費	68,303	扶助費	生活・住宅・介護・医療支援給付費	77,387
扶助費	配偶者支援金	773	扶助費	配偶者支援金	1,560	扶助費	配偶者支援金	2,601

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 被支援給付世帯	22	22	22	-	-	
	② 被支援給付人員	34	34	33	-	-	
	③						

（問題点・課題 指標分析）	支援給付対象者は高齢化しており、今後の生活について安定した生活の支援が必要である。						
	他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）					

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	安定した生活を支援するため、適正な支援給付を行う。	支援・相談員を通じて、支援給付受給者の生活状況を把握し、必要な支援を行った。	引き続き必要な支援を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付費の支出であり、現状のまま継続する。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	●	事務事業コード	07-02-20	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事	
事務事業名	被保護者就労準備支援事業			部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中		
		担当者名	吉田		内線	2621			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-05-01	被保護者就労準備支援事業							
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業			
開始年度	○昭和 ●平成 23年度			根拠	生活困窮者自立支援法				
終期設定	○有 ●無 年度			法令等					
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ■区独自基準			計画区分	●計画		○非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市						
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
	施策	10	低所得者の自立支援						
目的	稼働年齢層で未就労の者や自宅に引きこもりがちで地域との関わりが少ない生活保護受給者を対象に、就労意欲の低下防止や社会参加へのきっかけを作るなどの自立促進を目的とする。								
対象者等	生活保護受給者で、一般就労では採用困難な者や自宅に引きこもりがちで地域との関わりが少ない者。								
内容	<p>生きがいのある生活を送ってもらえるように、日常生活の意欲向上のために、個別に訪問や相談を行う。</p> <p>地域との関わりが少ない者に対して、社会参加支援のために、講習会や地域活動、セミナーなどを開催し、参加を促す。</p> <p>未就労者に対して、就労相談や就労体験、ボランティア活動などへの参加を促し、就労意欲を喚起する。</p>								
経過	<p>平成22年4月 厚生労働省が、生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会発足</p> <p>平成22年7月 同研究会報告書をホームページ等で公表</p> <p>平成23年9月 業務委託により事業開始</p> <p>平成27年4月 生活困窮者自立支援法施行</p>								
必要性	地域交流や地域活動を通して自立を目指した生活の維持や就労意欲喚起のために必要となる。								
実施方法	<p>（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>支援対象者の生活実態などを考慮して、区と受託者の協議により支援方針を決定し、受託者が事業実施する。</p>								

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額		6,174	6,174	6,552	6,832	7,017	7,017	
①決算額（28年度は見込み）		4,106	6,174	6,539	6,831	6,804	7,017	
②人件費等		776	826	1,663	1,545	770		
③減価償却費		3,421	323	676	650	341		
【事務分担量】（%）		10	10	20	20	10		
合計（①+②+③）	0	8,303	7,323	8,878	9,026	7,915	7,017	
特定財源	国		6,174	6,174	6,539	0	4,536	4,376
	都		0	0	0	6,831	0	0
	その他							
	一般財源	0	2,129	1,149	2,339	2,195	3,379	2,641
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	個別相談支援（人）		50	48	56	60	36	50
	日常生活支援（人）		19	7	13	30	30	30
	就労相談（人）		31	46	43	35	28	50

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	地域生活支援業務委託	6,831	委託料	就労準備支援業務委託	6,804	委託料	就労準備支援業務委託	7,017

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 個別相談支援	56	40	36	50	50	
	② 日常生活支援	13	12	30	30	30	
	③ 就労相談支援	43	39	28	50	50	

問題点・課題 (指標分析)	一般就労では採用困難な者や自宅に引きこもりがちで地域との関わりが少ない被保護者が本事業の対象者であるため、時間を掛けた支援が必要である。
	（実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区） 未実施：千代田区、中央区、台東区、杉並区、練馬区、葛飾区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	就労体験・就労訓練のラインナップの充実ときめ細かな就労相談支援の実施により、労働意欲の向上と自立促進を図る。	毎月相談・面談等を実施することにより、きめ細かな就労相談支援を実施した。	就労体験・就労訓練のラインナップの充実をより一層図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	社会参加へのきっかけをつくり、就労等へつなげることで、被保護者の自立促進を図るため、重点的に推進する必要がある。

議会 (要旨)	平成22年度 四定 一般質問 生活保護受給者の生きがいと、社会的自立に向け、NPOや荒川区内の支援ボランティアの活用について
------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-21	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	健康管理支援事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中	担当者名	吉田
				内線	2621		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-06-01	健康管理支援事業					
事務事業の種類	●新規事業（●28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	28年度	根拠	生活保護法			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等				
実施基準	○法令基準内	○都基準内	●区独自基準	計画区分	●計画	○非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	低所得者の自立支援				
目的	生活保護受給者に服薬管理、食事療法、運動療法等の保健指導を実施することにより、健康状態の維持・改善につなげ、将来的な医療扶助の軽減を図る。						
対象者等	保健指導が必要な生活保護受給者						
内容	<p>診療報酬明細書（レセプト）を活用し、生活保護受給者の疾病構造等を把握して、課題分析や効果的な対策等の医療費分析を行う。</p> <p>糖尿病患者の腎症の悪化、重症化を阻止・遅延させるため、主治医と連携を図りながら保健指導（服薬管理・食事療法・運動療法等）を行う。</p> <p>不適切な受診行動、医療扶助の不正受給を防止するため、頻回・重複受診者及び向精神薬等の重複服薬者に対して指導を行う。</p>						
経過	<p>平成26年12月 厚生労働省が「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」で地方自治体における健康管理の取組の具体的な強化策をとりまとめる</p> <p>平成27年 4月 生活保護適正化等事業に健康管理支援事業が創設</p> <p>平成28年 9月 健康管理支援事業を開始予定</p>						
必要性	生活保護受給者の健康状態の維持・改善と医療扶助の適正化を図るために必要性は高い。						
実施方法	<p>（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>レセプトを活用して保健指導が必要な対象者を抽出し、区と受託者の協議により指導方針等を決定する。決定後、受託者が保健指導を行う。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額								5,640
①決算額（28年度は見込み）						-	-	5,640
②人件費等								
③減価償却費								
【事務分担当量】（%）								
合計（①+②+③）		0	0	0	0	0	0	5,640
特定財源	国	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金						4,934
	都							
	その他							
	一般財源	0	0	0	0	0	0	706
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	保健指導実施者数							30
	頻回・重複受診等指導実施者数							50

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
						委託料	健康管理支援業務委託	5,640

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 保健指導実施者数				30	30	
	② 頻回・重複受診等指導実施者数				50	50	
	③						

問題点・課題 (指標分析)	レセプトを活用して保健指導が必要な対象者を抽出しても、事業内容に同意せずに参加しない者が出てくる可能性がある。 保健指導を実施する日時に、対象者と面談できず、保健指導が進まない恐れがある。
	他区の実況 (実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			健康状態の維持・改善の重要性を事業対象者への確に伝え、保健指導実施者数を増やす。
②			事情により面談できない者に対しては、訪問による保健指導を行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	被保護者の健康状態の維持・改善と医療扶助の適正化を図るため、重点的に推進する必要がある。

況 (要旨) 議 会 質 問 状	
------------------------------------	--